

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

告示

- 網走国定公園に関する公園事業の一部変更 (自然環境課) 一六九
- 平成十三年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (保健福祉部所管分 その五) (保健福祉部総務課) 一六九
- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正 (保健福祉部総務課) 一七二
- 土地改良区連合の役員の内任の届出 (土地改良指導課) 一九七
- 土地改良事業の施行の協議の適否の決定 (土地改良指導課) 一九七
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一九七
- 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課) 一九七
- 知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 一九八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (二件) (治山課) 一九八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一九九
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一九九
- 道路の区域の決定 (道路整備課) 二〇〇
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 二〇〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 二〇〇
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定 (河川課) 二〇〇
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 二〇一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 (砂防災害課) 二〇一
- 知事表彰の受賞者 (人事課) 二〇一
- 農作物優良品種の認定及び廃止 (農産園芸課) 二〇一
- 一般競争入札 (渡島合同庁舎警備業務) の実施 二〇三
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 二〇四
- 一般競争入札 (網走総合庁舎清掃業務) の実施 二〇四
- 一般競争入札 (網走総合庁舎警備業務) の実施 二〇五

道立中央農業試験場告示

- 一般競争入札 (清掃業務) の実施 二〇七
- 一般競争入札 (警備業務) の実施 二〇八

道立畜産試験場告示

- 一般競争入札 (清掃業務) の実施 二〇九
- 一般競争入札 (警備業務) の実施 二一〇

道教育庁渡島教育局告示

- 一般競争入札 (道立学校警備業務) の実施 二一一
- 一般競争入札 (道立学校ボーイ等管理業務) の実施 二一二

道教育庁留萌教育局告示

- 一般競争入札 (道立学校ボーイ等管理業務) の実施 二一三
- 一般競争入札 (道立学校警備業務) の実施 二一四

道教育庁十勝教育局告示

- 一般競争入札 (道立学校警備業務、道立学校ボーイ等管理業務) の実施 二一五

告示

北海道告示第282号

自然公園法 (昭和33年法律第161号) 第12条第4項の規定に基づき、網走国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道網走支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

栄浦宿舎事業 (平成5年3月19日北海道告示第366号) の変更

公園事業の名称及び種類 栄浦宿舎
 位置 常呂郡常呂町 (栄浦)

北海道告示第283号

北海道が平成13年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

(保健福祉部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
<p>1 在宅介護支援センター運営事業 在宅の要介護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、各種の保健サービス及び福祉サービスの総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整の便宜を供与することにより、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	在宅介護支援センターの運営に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、扶助費、委託料、備品購入費並びに使用料及び賃借料）	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第102号様式 保福第104号様式	共通第31号様式 保福第103号様式 保福第104号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
<p>2 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業 高齢者世話付住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に居住する高齢者に対し、老人デイサービス等から生活援助員を派遣し、各種のサービスを提供することにより、高齢者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	高齢者世話付住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の生活援助員の派遣に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、扶助費、委託料等）	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第105号様式 保福第107号様式	共通第31号様式 保福第106号様式 保福第107号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
<p>3 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の運営に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第174号様式	共通第31号様式 保福第175号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	

<p>生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）に生活援助員を配置して、居住部門利用者に対する各種相談、助言等を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>費、需用費、被服費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費、扶助費並びに使用料及び賃借料。ただし、「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」に定める利用者の実費負担相当額を除く。）</p>		<p>式 保福第176号様式</p>	<p>保福第176号様式</p>	<p>提出先 支庁</p>	
<p>4 老人クラブ運営事業 老人の知識を生かした生きがいと健康づくりのための社会活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>老人クラブ等運営事業に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費並びに使用料及び賃借料。ただし、市町村が助成するものに限る。）</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第94号様式 保福第177号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第94号様式 保福第177号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>5 介護予防・生活支援事業 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除き、広域連合を含む。）</p>	<p>介護予防・生活支援事業の運営に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、被服費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料並びに負担金。ただし、「介護予防・生活支援事業実施要綱」に定める利用者の実費負担相当額を除く。 なお、「介護予防・生活支援事業実施要綱」に定める「住宅改修支援事業」又は「短期入所振替利用援助事業」を実施する場合は、補助金を「家族介護支援事業」又は「成年後見制度利用支援事業」を実施する場合は、扶助費及び補助金を補助対象経費とすることができる。）</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第112号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第112号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>6 子育て支援特別対策事業</p>	<p>市町村（札幌市を</p>	<p>乳幼児健康支援サービス事業に必</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>共通第16号様式</p>	<p>共通第30号様式</p>	<p>提出部数 1部</p>	

(乳幼児健康支援サービス事業) 現に保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間、病院等に付設された専用入ペースにおいて一時的に預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、予算の範囲内で補助する。	除く。)	要な経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第152号様式	共通第31号様式 保福第152号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
---	------	------	--	-----------------------------------	-----------------------	------------------------	--

北海道告示第284号

平成10年北海道告示第500号(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式)の一部を次のように改正する。
 平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

保福第104号様式を次のように改める。

保福第104号様式(第3条第2項、第5条第1項、第14条)

在宅介護支援センター運営事業計画(実績)書

1 事業概要

市町村名	
類型	1. 通常型 2. 小規模型 3. 地域型 4. 通常型+地域型 5. 小規模型+地域型
在宅介護支援センターの名称等	()
併設施設の名称(種別)	【特養、老健、病院・診療所】 【その他()】
後方支援施設の名称(種別)	【特養、老健、病院・診療所】 【その他()】

実施期間	年月日～年月日	資 格 等
職 種 等		
職 員 の 状 況		
加 算 種 目	ケアプラン作成指導事業加算 実 態 把 握 加 算 介 護 予 防 プ ラ ン 作 成 加 算 福 祉 用 具 展 示 等 加 算 痴 呆 相 談 事 業 加 算 住 宅 改 修 プ ラ ン 作 成 加 算 福 祉 用 具 購 入 プ ラ ン 作 成 加 算 介 護 予 防 ・ 転 倒 骨 折 予 防 教 室 加 算	事 業 の 計 画 (実 績) あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし あり・なし
事業計画(実績)		

サービスアップ作成事業加算	あり ・ なし
適正契約普及事業加算	あり ・ なし

注1 「在宅介護支援センターの名称等」欄の () には、委託先の名称を記入すること。
 2 「加算種目」欄中の 印は、在宅介護支援センター運営事業以外の事業を委託して行う加算を示す。

2 対象経費別支出 (予定) 額調

区 分	対象経費支出(予定)額	積 算 内 訳
円		
初度設備費		
合 計		

3 類型別支援センター活動 (予定) 状況

(1) 基幹型支援センター (類型：1, 2, 4, 5)

年間相談人員	延べ人員	人(実人員)	人)
福祉用具展示紹介事業の実施状況	実施している ・ 実施していない		
地域ケア会議の実施状況	名 称		
	設置年月日	平成 年 月 日	
	構成人数	人	年間開催回数
	主な構成メンバー		回(月平均 回)

統括する地域型支援センター数		か所
介護予防・生活支援サービスとの総合調整数	延べ人員	人(実人員 人)
居宅サービス事業所の指導・支援数	延べ回数	回(実か所数 か所)
居宅介護支援事業所の指導・支援数	延べ回数	回(実か所数 か所)

注1 「福祉用具展示・紹介事業の実施状況」欄は、補助金の加算算定上の適否にかかわらず記載すること。

2 「構成人数」欄は、地域ケア会議の構成人数を定めない場合、平均参加人数を記載すること。
 3 「統括する地域型支援センター数」欄は、当該基幹型支援センターが地域型支援センターを併せて実施している場合にあつては、その数を除くこと。

(2) 地域型支援センター (類型：3)

年間相談人員	延べ人員	人(実人員)	人)
居宅介護支援事業所との関係	同一事業所での居宅介護支援事業の実施	実施	未実施
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務状況	兼務している	兼務していない
		人	人

保福第107号様式を次のように改める。

保福第107号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング等)
 生活援助員派遣事業実施計画 (実績) 書

1 実施計画 (状況) 調

市 町 村 名	
高齢者世話付住宅の名称	
事業区分 (1か2にをすること。)	1 シルバーハウジング 2 高齢者向優良賃貸住宅
住 宅 戸 数	
入 居 戸 数 (人数)	(人)

(2) 外出支援サービス

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業内容			
事業	年間延サービス回数	A	回
	年間実利用人員	B	人
計画(実績)	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回
車輛の状況	車種(排気量)	購入価格	円
	移送用車輛の概要 (契約書及び検収調書(又はそれに代わるもの)の写しを添付)		
支出(予定)額	区 分	総事業費支出(予定)額	円
	区 分	左のうち補助対象経費	円
合計			

- 注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
- 2 「事業内容」欄には、送迎先や利用対象者、シヨップモビリティの実践内容等を記載すること。
- 3 「車輛の状況」欄は、今年度本事業により整備する場合に記載すること。

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業内容			
事業	年間延サービス回数	A	回
	内 乾 燥 消 毒 () 回 内 水 洗 い		回
計画(実績)	年間実利用人員	B	人
	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(A/12)D		回
支出(予定)額	区 分	総事業費支出(予定)額	円
	区 分	左のうち補助対象経費	円
合計			

- 注1 「乾燥消毒」欄の () には、フラッシュ等により汚れ落としを併せて行った回数について再掲すること。
- 2 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(4) 軽度生活援助事業

市町村名	
事業の名称	
運営主体	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業目的及び 事業内容	実施内容（で囲むこと） 外出時の援助 食事・食材の確保 洗濯等及びクリーニングの搬出入 家周りの手入れ 軽微な修繕等 家屋内整理・整頓 胡疏・代筆等の援助 雪下ろし・除雪 自然災害の防備 健康管理の助言等 栄養管理の助言等 その他輕易な援助
事業 計画（実績）	年間延実施回数 A 年間実利用人員 B 1人当たりサービス回数(A/B)C 1人当たり月サービス回数(C/12)D
支出（予定）額	総事業費支出(予定)額 円 左のうち補助対象経費 円
合計	積算内訳

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(5) 住宅改修支援事業

市町村名	
事業の名称	
運営主体	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業目的及び 事業内容	年間延実施回数 A 年間実利用人員 B 1人当たりサービス回数(A/B)C 1人当たり月サービス回数(C/12)D
事業 計画（実績）	住宅改修理由書作成件数 E 作成者職種別件数(再掲) (職種) (件数)
支出（予定）額	総事業費支出(予定)額 円 左のうち補助対象経費 円
合計	積算内訳

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(6) 訪問美容サービス事業

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容			
事業 計画 (実績)	年間延実施回数	A	回
	年間実利用人員	B	人
	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回
支出 (予定) 額	総事業費支出(予定)額	円	積算内訳
	左のうち補助対象経費	円	
合計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(7) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業 計画 (実績)	行事、ボランティアの訪問、ボランティア団体等との連絡会の開催、支援アロ グラム作成の実績等	住宅の所有者	
		住宅の所在地	
		住宅の所有者と入居者との権利関係	
		居住人数	
支出 (予定) 額	総事業費支出(予定)額	円	積算内訳
	左のうち補助対象経費	円	
合計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(8) 短期入所振替利用援助事業

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容			
事業 業 計 画 (実績)	年間延実施回数	A	回
	年間実対象人員	B	人
区 分	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回
支 出 (予 定) 額	総事業費支出(予定額)	円	積算内訳
	左のうち補助対象経費	円	
合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(9) その他の事業

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容			
事業 業 計 画 (実績)	年間延開催回数	A	回
	年間実利用人員	B	人
区 分	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回
支 出 (予 定) 額	総事業費支出(予定額)	円	積算内訳
	左のうち補助対象経費	円	
合 計			

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(10) - 1 介護予防事業

市町村名			
事業の名称			
運営主体			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容			
事業 業 業 計 画 (実 績)	年間延開催回数	A	時間
	年間実利用人員	B	人
	1人当たりサービス回数(A/B)C		回
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回
支 出 (予 定) 額	区分	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円
	合計		
		積算内訳	

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
2 必要に応じて、事業内容(項目)ごとに別表とすること。

(10) - 2 介護予防事業(初年度設備費)

市町村名			
事業の名称			
助成対象者			
実施期間	年 月 日～	年 月 日	
事業目的及び 事業内容	痴呆対応型 老人共同生活 援助事業の 実施状況		
支 出 (予 定) 額	区分	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円
	合計		
		積算内訳	

注 「支出(予定)額」欄には、品目ごとにその積算内訳を記載すること。

(11) 高齢者食生活改善事業

市町村名						
事業の名称						
運営主体						
実施期間	年	月	日～	年	月	日
事業目的及び 事業内容						
事業 業 計 画 (実績)	年間延実施回数	A	回	時間	人	
	年間実利用人員	B				
	1人当たりサービス回数(A/B)C				回	
	1人当たり月サービス回数(C/12)D				回	
支 出 (予 定) 額	総事業費支出(予定)額	円	積算内訳			
	左のうち補助対象経費	円				
合 計						

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(12) 運動指導事業

市町村名						
事業の名称						
運営主体						
実施期間	年	月	日～	年	月	日
事業目的及び 事業内容						
事業 業 計 画 (実績)	年間延実施回数	A	回	時間	人	
	年間実利用人員	B				
	1人当たりサービス回数(A/B)C				回	
	1人当たり月サービス回数(C/12)D				回	
支 出 (予 定) 額	総事業費支出(予定)額	円	積算内訳			
	左のうち補助対象経費	円				
合 計						

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(13) - 1 生きがい活動支援通所事業

市町村名											
事業の名称											
運営主体											
実施施設の名称	(種別)	(名称)									
実施期間	年	月	日	～	年	月	日				
事業目的及び事業内容											
事業 業 計 画 (実 績)	区 分	事業 全 体	(左 の 内 訳)				給 食 入 浴	日 常 動 作 練 習	趣 味 活 動	ス ポ ー ツ 芸 芸	回
			年間延実施回数 A	年間実利用人員 B	1人当たりサービ ス回数 (A/B)C	1人当たり月サービ ス回数 (C/12)D					
	区	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円	積	算	内	訳				
	支 出 (予 定) 額										
	合 計										

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞ
れの支出額を記載すること。
2 実施施設ごとに別業とすること。

(13) - 2 生きがい活動支援通所事業 (初年度設備費)

市町村名			
事業の名称			
助成対象者			
実施期間	年	月	日
事業目的及び事業内容			
指定通所介護事業の実施状況			
支 出 (予 定) 額	区	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円
	積	算	内
合 計			

注 「支出(予定)額」欄には、品目ごとにその積算内訳を記載すること。

(14)-1 生活管理指導事業 (生活管理指導員派遣事業)

市町村名					
事業の名称					
運営主体					
実施期間	年 月 日～ 年 月 日				
事業目的及び 事業内容					
事業 業 計 画 (実績)	年間延実施回数	A	回	時間	
	年間実利用人員	B		人	
	1人当たりサービス回数(A/B/C)			回	
	1人当たり月サービス回数(C/12)D			回	
支出(予定)額	総事業費支出(予定)額	円	左のうち補助対象経費	円	積算内訳
	合計				

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(14)-2 生活管理指導事業 (生活管理指導短期宿泊事業)

市町村名					
事業の名称					
運営主体					
実施施設の名称	(種別) (名称)				
実施期間	年 月 日～ 年 月 日				
事業目的及び 事業内容					
事業 業 計 画 (実績)	年間延実施回数	A	回		
	年間実利用人員	B	人		
	1人当たりサービス回数(A/B/C)		回		
	1人当たり月サービス回数(C/12)D		回		
支出(予定)額	総事業費支出(予定)額	円	左のうち補助対象経費	円	積算内訳
	合計				

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

2 実施施設ごとに別業とすること。

(15) 家族介護教室

市町村名					
事業の名称					
運営主体					
実施期間	年 月 日～ 年 月 日				
事業目的及び 事業内容	交流事業との一体的実施状況				
事業 計画 (実績)	年間実施回数	A			
	年間実利用人員	B			
支出 (予定) 額	総事業費支出 (予定) 額	円	左のうち補助対象経費	円	積算内訳
	合計				

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
 2 本事業を家族介護者交流事業と一体的に実施している場合は、「交流事業との一体的実施状況」欄にその状況を記載すること。この場合「(17) 家族介護者交流事業」は作成しないこと。

(16) 介護用品の支給

市町村名								
事業の名称								
運営主体								
実施期間	年 月 日～ 年 月 日							
事業目的及び 事業内容								
事業 計画 (実績)	支給品目	紙おむつ	尿取りパッド	使い捨て手袋	清拭剤	ドライインハンダー	その他	計
	支給対象者数							(実人数)
支給方法	総事業費支出 (予定) 額	円	左のうち補助対象経費	円	積算内訳			
	合計							

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
 2 「支給品目」欄中「その他」欄の()内には、具体的品目を記載すること。
 3 「支給方法」欄には、「現物支給」「クーポン券」などと記載すること。

(17) 家族介護者交流事業 (元氣回復事業)

市町村名				
事業の名称				
運営主体				
実施期間	年 月 日～	年 月 日		
事業目的及び 事業内容				
事業 計画 (実績)	業 年 間 延 実 施 回 数 計 画 (実績)	A		
		B		
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定額) 円	左のうち補助対象経費 円	積 算 内 訳
		合 計		

注1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。
 2 本事業を家族介護者交流事業と一体的に実施している場合は、「(15) 家族介護教室」に記載し本表は作成しないこと。

(18) 家族介護者ヘルパー受講支援事業

市町村名				
事業の名称				
運営主体				
実施期間	年 月 日～	年 月 日		
事業目的及び 事業内容				
事業 計画 (実績)	助 成 人 数	2 級		
		3 級		
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定額) 円	左のうち補助対象経費 円	積 算 内 訳
		合 計		

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(19) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

市町村名						
事業の名称						
運営主体						
実施期間	年	月	日	年	月	日
事業目的及び 事業内容	システムの概要					
事業 計画(実績)	実利用者数	システム機器(端末)の利用状況				区 分 計
		給付・貸与 数	量	単 価	備 考	
総事業費支出(予定)額 円					支 出 (予 定) 額	

注 事業を委託して実施した場合には、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(20) 家族介護慰労事業

市町村名						
事業の名称						
運営主体						
実施期間	年	月	日	年	月	日
事業目的及び 事業内容	事業目的及び					
事業 計画(実績)	支給対象者 数	支給月額額				区 分 計
		左のうち補助対象経費 円	積 算 内 訳	支 出 (予 定) 額		
					総事業費支出(予定)額 円	
						支 出 (予 定) 額

注 事業を委託して実施した場合には、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(2) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市町村名	管内65歳以上人口	人				
			実施期間	年 月 日～年 月 日		
高齢者の生きがいと健康づくり推進会議 (構成団体名)						
具体的内容及び支出額内訳						
事項	概要	支出額内訳		委託概要	支出額内訳	
		区分	金額		区分	金額
高齢者の生きがいと健康づくり推進会議の開催			円	(委託先:)		円
広報活動等		小計	円	(委託先:)		円
文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興		小計	円	(委託先:)		円

出() 子 定 () 額 内 訳	参加人員	人)	小計	円	参加人員	人)	円
スポーツ・娯楽活動、健康増進活動等の推進同好会等の育成等	(参加人員	人)	小計	円	(参加人員	人)	円
木工・陶芸・手芸等の生産・創造活動の振興等	(参加人員	人)	小計	円	(委託先:)	人)	円
高齢者指導者(シニアリーダー)の活用事業	(参加人員	人)	小計	円	(委託先:)	人)	円
その他	(参加人員	人)	小計	円	(参加人員	人)	円
合計	(参加人員	人)	小計	円	(参加人員	人)	円

注 事業を委託して実施した場合には、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(22) 成年後見制度利用支援事業

市町村名									
事業の名称									
実施期間	年 月 日～ 年 月 日								
事業目的及び 事業内容	(1) 広報・普及活動の内容 (2) 制度の利用 年間利用人員 人								
区分	<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>総事業費支出(予定)額 円</td> <td>左のうち補助対象経費 円</td> <td>積算内訳</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円	積算内訳	合計			
区	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円	積算内訳						
合計									
支出(予定)額									

(23) 緊急通報体制整備事業

市町村名																		
事業の名称																		
運営主体																		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日																	
事業目的及び 事業内容	地域住民への普及啓発、ボランティアの活動実績等																	
区分	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区</td> <td rowspan="2">総事業費支出(予定)額 円</td> <td rowspan="2">左のうち補助対象経費 円</td> <td colspan="4">緊急通報装置給付等の実績</td> </tr> <tr> <td>給付・貸与</td> <td>数量</td> <td>単価</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円	緊急通報装置給付等の実績				給付・貸与	数量	単価	備考	合計					
区	総事業費支出(予定)額 円				左のうち補助対象経費 円	緊急通報装置給付等の実績												
		給付・貸与	数量	単価		備考												
合計																		
支出(予定)額																		

注 事業を委託して実施した場合には、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(24) 寝たきり予防対策事業

市町村名	
事業の名称	
運営主体	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業目的及び	
事業内容	
委員会の開催	委員会の構成
計画(実績)	開催状況
事業	
計画(実績)	
支出(予定)額	
合計	

注 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(25) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

基本計画策定市町村及び対象地域	
事業計画の概要	
支出(予定)額	
合計	

注1 「事業計画の概要」欄には、基本計画策定の理由、基本計画策定対象地域(複数市の町村にまたがる場合は、各々の市町村)の人口、高齢化の状況、基本計画の策定方法・手順、広報啓発の方法・手段等を記載すること。
 2 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

(26) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

市町村名	
事業の名称	
運営主体	
実施期間	年 月 日～年 月 日
事業目的及び事業内容	研修、助言・指導内容、会議開催内容等
事業計画(実績)	

区分	支出(予定)額		積算内訳
	総事業費支出(予定)額 円	左のうち補助対象経費 円	
合計			

注 事業を委託して実施した場合には、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記載すること。

保福第115号様式を次のように改める。

保福第115号様式(第3条第2項、第5条第1項、第14条)

日常生活用具給付等事業計画(実績)書

1 老人

種目	件数 A	基準単価 B 円	自費 C 円	基準額 D = A × B - C 円	公費 E 円	補助基本額 F = DかEの少ない方 円
火災警報器						
自動消火器						
老人用電話						
老人用電話切替費						
電磁調理器						
合計						

2 重度身体障害者

種 目	件 数 A	基 準 単 価 B 円	自 費 C 円	基 準 額 D = A × B · C 円	公 費 E 円	補 助 基 本 額 F = DかEの少ない方 円
浴 槽						
湯 沸 器						
便 器						
手 ず						
盲 人 用 テ ー ブ ル コ ー タ ー						
盲 人 用 計 触 読 時 計						
盲 人 用 計 音 声 時 計						
特 殊 便 器						
特 殊 寝 台						
特 殊 マ ッ ツ ト						
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー						
盲 人 用 電 卓						
電 磁 調 理 器						
歩 行 支 援 用 具						
入 浴 補 助 用 具						
特 殊 尿 器						
火 災 警 報 器						
自 動 消 火 器						
盲 人 用 音 声 式 体 温 計						
入 浴 担 架						
盲 人 用 秤						
体 位 変 換 器						
透 析 液 加 温 器						

障 害 者 用 電 話									
フ ャ ッ ク ス									
視 覚 障 害 者 用 コ ー ド フ ロ セ ッ サ ー									
コ ー ド フ ロ セ ッ サ ー (肢 体 不 自 由 者 用)									
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車									
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置									
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器									
移 動 用 リ フ ト									
重 度 障 害 者 用 意 志 伝 達 装 置									
ホ ー ム イ ン タ ー (吸 入 器)									
電 気 式 た ん 吸 引 器									
点 字 図 書									
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置									
携 帯 用 会 話 補 助 装 置									
盲 人 用 体 重 計									
文 字 放 送 デ ィ コ ー ダ ー									
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機									
点 字 デ ィ ス ク									
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具									
合 計									

3 重 度 障 害 児 ・ 者

種 目	件 数 A	基 準 単 価 B 円	自 費 C 円	基 準 額 D = A × B - C 円	公 費 E 円	補 助 基 本 額 F = D かつ E の 少 ない 方 円
浴 槽 (湯 沸 器 を 含 む。)						
浴 槽						
湯 沸 器						

便 器									
特 殊 マ ッ ト									
テ ー プ レ コ ー ダ ー									
訓 練 い す									
特 殊 便 器									
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー									
盲 人 用 電 卓									
点 字 図 書									
訓 練 用 ペ ッ ト									
火 災 警 報 器									
自 動 消 火 器									
特 殊 尿 器									
入 浴 担 架									
盲 人 用 音 声 式 体 温 計									
盲 人 用 秤									
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器									
体 位 変 換 器									
透 析 液 加 温 器									
頭 部 保 護 帽									
電 磁 調 理 器									
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置									
文 字 放 送 テ レ コ ー ダ ー									
携 帯 用 会 話 補 助 装 置									
入 浴 補 助 用 具									
移 動 用 リ フ ト 具									
歩 行 支 援 用 具									

事業名	事業実施市町村老連
事業内容	
実施の方法	
講習会等名	
講師名等(役職等)	
参加対象者数	人
参加回数	回
実施場所	
実施期間	
総事業費	千円
積算内訳	(経費区分)
対象経費支出(予定)額計	

注 事業ごとに本事業計画(実績)書を作成すること。

保福第178号様式及び保福第179号様式を次のように改める。

保福第178号様式 削除

保福第179号様式 削除

北海道告示第285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の新任の届出があった。

平成14年2月26日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成13.8.18	理 事	飯田正昭	夕張郡由仁町本三川352番地
同	監 事	中島勉	同 古川681番地
同 13.9.18	理 事	佐藤博	空知郡南幌町南13線西3番地

北海道告示第286号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。その関係書類は、平成13年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月26日

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
幕別町	上 統	維持管理	北海道十勝支庁
豊 頃 町	同	同	同

北海道告示第287号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成14年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月26日

地区名	事業の種類	縦覧場所
南大沼	土地改良総合整備【担い手育成型】(農業用排水、客土、暗きよ、区画整理)	北海道上川支庁
長流枝	畑地帯総合整備【緊急整備型】(農道、農業用排水、暗きよ、区画整理)	北海道十勝支庁

北海道告示第288号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達 也

第1343号

北海道公報

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の別	発生頭数	発生の場所	発生日月日
ヨ一木病	牛	患者	3	山越郡八雲町大新183番地5	平成14. 1. 7
同	同	同	3	河東郡士幌町字上音更21番地277	同 14. 1. 8
同	同	同	4	紋別郡滝上町字サクル一原野南3線57番地	同 14. 1. 9
同	同	同	2	野付郡別海町中西別288番地の11	同
同	同	同	1	足寄郡足寄町稲牛221番地	同 14. 1. 10
同	同	同	1	足寄郡足寄町上足寄62番地の2	同
同	同	同	1	札幌市北区新琴似町780番地	同 14. 1. 15
同	同	同	1	野付郡別海町中西別150番地の32	同
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内177番地	同
同	同	同	2	河東郡鹿追町鹿追北3線7番地3	同 14. 1. 17
同	同	同	1	広尾郡大樹町字幸徳38番地4	同
同	同	同	5	河東郡士幌町字士幌幹西2線169番地17	同 14. 1. 21
同	同	同	2	三笠市萱野498番地	同
同	同	同	2	天塩郡豊富町字メナシハツ23線南4番地	同 14. 1. 23
同	同	同	8	河西郡芽室町伏美15線41番地	同 14. 1. 24
同	同	同	2	新冠郡新冠町字美字159番地1号	同 14. 1. 25
同	同	同	2	紋別郡滝上町字サクル一原野南3線57番地	同 14. 1. 28
同	同	同	1	中川郡本別町西仙美里276番地の6	同 14. 1. 29
同	同	同	1	紋別郡滝上町字上渚滑原野基線346番地	同 14. 1. 31

北海道告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林の所在場所 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若者舞28の1から28の3まで
 ・28の7・31の1から31の4まで・54の1から54の3まで
 ・104（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 川上郡弟子屈町字弟子屈43の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除予定保安林の所在 紋別市大山町4丁目25の20（次の図に示す部分に限る。）、
場所 25の11
- (2) 保安林として指定され 干害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 紋別市大山町4丁目25の20（次の図に示す部分に限る。）、
場所 25の11
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所在 網走郡女満別町字豊里614の2、615の2
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除予定保安林の所在 山越郡八雲町栄浜200の3（次の図に示す部分に限る。）、
場所 175の2、東野786の1、786の2、789の2、旭丘52の2、56の3

- 2 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除に係る保安林の所 石狩郡新篠津村5073の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 用水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課及び新篠津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第293号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除予定保安林の所在 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

呼343第

- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在 釧路郡釧路町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 解除予定保安林の所在 釧路郡釧路町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
場所

- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第294号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月26日

北海道告示第294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月26日

- 1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達也
- 2 路線名 仁別大曲線
- 3 道路の区域

間	敷地の幅員	延長	備考
北広島市大曲工業団地7丁目51番地先	46.00mから	1,370.00m	
から北広島市大曲工業団地5丁目3番	46.00mまで		

3地先まで

北海道告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月26日

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

路線名	供用開始の区域間	供用開始の期日
文珠砂川線	砂川市焼山337番1地先から砂川市焼山331番7地先まで	平成14.2.26
支笏湖公園線	千歳市蘭越44番6(河川敷地)地先から千歳市蘭越85番14(河川敷地)地先まで	同
舞鶴追分線	千歳市泉郷289番3地先から千歳市泉郷140番42地先から	同 14.3.1

北海道告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月26日

平成14年2月26日

北海道知事 堀 達也

道路の種類	道道	北海道知事 堀 達也		
路線名	美深中頓別線			
道路の区域				
間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
枝幸郡中頓別町字豊泉163番1地先から枝幸郡中頓別町字豊泉103番2地先まで	前	13.67mから22.14mまで	988.41m	
	後	18.34mから27.69mまで	988.41m	

北海道告示第297号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の協議により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 河 川 の 名 称 一級河川十勝川水系売買川
 - 2 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
 - 3 河川管理施設の位置 帯広市西11条南34丁目29番地先から同市西10条南32丁目5番地先まで
 - 4 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 帯広市長 砂川 敏文
住所 帯広市西5条南7丁目1番地
 - 5 管 理 の 内 容 (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他もつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 6 管 理 の 期 間 (2) 平成14年2月26日から道路の存続する日まで

北海道告示第298号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。
平成14年2月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年2月15日
 - 2 しゅん功認可を受けた者 北海道
(1) 氏名又は名称 札幌市中央区北3条西6丁目
(2) 住 所 北海道知事 堀 達也
(3) 代 表 者 の 氏 名
 - 3 埋 立 区 域 松前郡松前町字静浦669番地先の公有水面
(1) 位 置 次(K-1)の地点からK-4の地点までを順次に結んだ線及びK-1の地点とK-4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
(2) 区 域 漁港原点(X=-279,443.330、Y=-18,986.901北緯41度29分01秒、東経140度01分21秒)から方向角148度53分53秒の方向113.33mの地点

- K-2の地点 K-1の地点から方向角74度04分18秒の方向18.59mの地点
- K-3の地点 K-2の地点から方向角134度44分58秒の方向50.00mの地点
- K-4の地点 K-3の地点から方向角224度27分24秒の方向16.21mの地点
- (3) 面 積 884.91m²
- 4 免 許 年 月 日 及 び 番 号 平成12年10月5日 砂防第47-18号指令
 - 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 松前町

北海道告示第299号

平成元年北海道告示第616号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。
平成14年2月26日

「243番10」を「243番5」に、「452番1」を「242番4」に改める。
北海道知事 堀 達 也

公 報

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。
平成14年2月26日

北海道 善行賞 氏名又は団体名 功 績 の 内 容
栗 山 町 樋 口 敦 美 生活保護自立更生者

公 報

次の農作物は、北海道の農作物の優良品種として登録し、又優良品種としての登録を廃止した。
平成14年2月26日

北海道知事 堀 達 也

第1343号

報 告 公 刊

北 海 道

1	登録したものの 区分	登録番号	種類	種類名	品種名又は系統名	来歴
	奨励品種	大豆北海道第39号	大豆	十育234号	品種名又は系統名	「吉林15号」×「ヌスビク」
	同	大豆北海道第28号	大豆	十育B67号	品種名又は系統名	「十育B62号」(福勝)×「十系B203号」
	同	てんさい輸交第52号	てんさい	KW S 92226	品種名又は系統名	「MS 5 A 3983」(二倍体单胚)×「P S 6 X 8028」(四倍体多胚)、一代雑種
	同	メロン北海道交第2号	メロン	空知交11号	品種名又は系統名	「HM - G52」×「D H M - R 1」の単交配、一代雑種
	同	台木類(メロン)北海道交第3号	台木類(メロン)	空知台交3号	品種名又は系統名	「Perilita」×「HM - 3」単交配、一代雑種
	同	台木類(おうとう)北海道交第1号	台木類(おうとう)	D S 1	品種名又は系統名	道内各地から収集したチンヌザクラの実生から選抜
	同	とうもろこし(飼)北海道交第25号	とうもろこし(サイレーシ用)	北交55号	品種名又は系統名	「H 057」×「H 049」の単交配、一代雑種
	同	とうもろこし(飼)準輸交第71号	とうもろこし(サイレーシ用)	36A43	品種名又は系統名	米国のパイオニア社が育成した単交配、一代雑種
	同	とうもろこし(飼)準輸交第72号	とうもろこし(サイレーシ用)	カリメラ	品種名又は系統名	米国のパイオニア社が育成した単交配、一代雑種
	同	とうもろこし(飼)準輸交第73号	とうもろこし(サイレーシ用)	ジェレミス	品種名又は系統名	フランスのポー・セヌース社が育成した単交配、一代雑種
	同	とうもろこし(飼)準輸交第73号	とうもろこし(サイレーシ用)	ジェレミス	品種名又は系統名	フランスのポー・セヌース社が育成した単交配、一代雑種
	同	ガリガ準輸第1号	ガリガ	G a l e	品種名又は系統名	エストニア農業試験研究所が集団選抜法により育成
	同	チモシー準北海道合第7号	チモシー	S B - T - 9502	品種名又は系統名	雪印種苗株式が選抜した9栄養系の組合せによる合成品種
	同	チモシー準北海道合第8号	チモシー	S B - T - 9504	品種名又は系統名	雪印種苗株式が選抜した6栄養系の組合せによる合成品種
	同	オーチャードグラス又準北海道合第11号	オーチャードグラス	S B - O - 9504	品種名又は系統名	雪印種苗株式が選抜した8栄養系の組合せによる合成品種
	同	メドウフェスク準輸第8号	メドウフェスク	P R A D E L	品種名又は系統名	スイスの品種育成機関「R A C」がスイス在来種を用い、循環選抜法により育成
2	登録を廃止したものの 区分	登録番号	種類	種類名	品種名又は系統名	
	奨励品種	水稻北海道うるち第44号	水稻	きたいぶき	品種名又は系統名	
	同	大豆北海道第7号	大豆	北見白	品種名又は系統名	
	同	大豆北海道第24号	大豆	キタホスレ	品種名又は系統名	
	同	大豆北海道第25号	大豆	ヌスビク	品種名又は系統名	
	同	えん麦北海道第7号	えん麦	アキワセ	品種名又は系統名	
	同	てんさい輸交第24号	てんさい	スターヒル	品種名又は系統名	
	同	てんさい輸交第28号	てんさい	メガエース	品種名又は系統名	
	同	てんさい輸交第31号	てんさい	リゾール	品種名又は系統名	
	同	てんさい北海道交第36号	てんさい	ホツカイマイン	品種名又は系統名	
	同	てんさい輸交第41号	てんさい	リーランド	品種名又は系統名	
	同	とうもろこし(飼)北海道交第17号	とうもろこし(サイレーシ用)	ヒノチワセ	品種名又は系統名	
	同	とうもろこし(飼)北海道交第19号	とうもろこし(サイレーシ用)	キタユタカ	品種名又は系統名	
	同	とうもろこし(飼)北海道交第20号	とうもろこし(サイレーシ用)	ハイゲンミシリ	品種名又は系統名	

奨励品種	どうもろこし (飼) 北海道交第21号	どうもろこし (サイレージ用)	キタアサヒ
同	どうもろこし (普) 北海道交第23号	どうもろこし (加工用)	サーヌスイート
同	どうもろこし (普) 北海道交第24号	どうもろこし (加工用)	スイートエール
同	北海道りんご輸第1号	りんご	祝
同	北海道なし輸第5号	なし	日面紅
同	北海道なし第9号	なし	北洋
同	北海道なし第10号	なし	北星
同	トールフェスク北海道合第2号	トールフェスク	ヤマナミ
同	たまねぎ準移交第9号	たまねぎ	レオ
準奨励品種	はくさい準北海道第4号	はくさい	オリソピア
同	キヤベツ準北海道第3号	キヤベツ	CM
同	どうもろこし (飼) 準輸交第29号	どうもろこし (サイレージ用)	3790
同	どうもろこし (飼) 準輸交第37号	どうもろこし (サイレージ用)	リビア
同	どうもろこし (飼) 準輸交第51号	どうもろこし (サイレージ用)	DK300
同	どうもろこし (飼) 準輸交第53号	どうもろこし (サイレージ用)	DK212
同	どうもろこし (飼) 準輸交第57号	どうもろこし (サイレージ用)	DK401
同	メドクフェスク準北海道第7号	メドクフェスク	コラゲリーン
同	飼料用ビート準輸第1号	飼料用ビート	ソラソカ
同	飼料用ビート準輸第2号	飼料用ビート	モノパール

取 止 知 示

北海道渡島支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。

平成14年2月26日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道渡島合同庁舎警備業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
 - (4) 履行場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいづれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成14年2月26日から3月5日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第1343号

- ウ 申請書類の提出先 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部総務課
- 4 契約条件を示す場所
北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎講堂
 - (2) 入札日時 平成14年3月19日 午後2時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部総務課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 その他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

- る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道渡島支庁総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 041 - 8558 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2112
 - (4) この入札の執行は、公開する。
 - (5) 詳細は、入札説明書による。
-
- 北海道空知支庁告示第8号**
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年2月26日
- | | | | |
|----------------------|---------------------------------------|----------|------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 栗山町字共和1番3号 ほか3筆 | 北海道空知支庁長 | 水元秀彰 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 栗山町中央3丁目104番地
栗山町農業協同組合 代表理事 大塚 清康 | | |
| 3 開発許可年月日及び番号 | 平成13年10月12日 空建指第13 - 8号 | | |
-
- 北海道網走支庁告示第6号**
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年2月26日
- | | | |
|--------------------|-------------------------|------|
| 1 入札に付する事項 | 北海道網走支庁長 | 太田敏夫 |
| (1) 調達をする役務の名称及び数量 | 北海道網走総合庁舎清掃業務 | 一式 |
| (2) 調達をする役務の仕様等 | 入札説明書による。 | |
| (3) 契約期間 | 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで | |
| (4) 履行場所 | 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎 | |

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。
 - (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成14年2月26日から3月8日まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部総務課
- 4 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部総務課
- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札の場所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走総合庁舎3階2号会議室
 - (2) 入札日時 平成14年3月18日 午前10時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 7 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部総務課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 - 8 郵便等による入札郵便及び電報による入札は認めない。
 - 9 落札者の決定 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - 10 契約書作成の要否
 - 11 その他
 - (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称	北海道網走支庁総務部総務課
イ 所在地	郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2112
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (5) この入札の執行は、公開する。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。
- 北海道網走支庁告示第7号**
次のおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年2月26日
北海道網走支庁長 太田 敏 夫

第 1 3 4 3 号

<p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道網走総合庁舎警備業務 一式</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時20人以上雇用していること。</p> <p>(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において、1の1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。</p> <p>(5) 平成14年2月1日現在において網走市内に本社、支社又は営業所を有していること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3から5までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年2月26日から3月8日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部総務課</p> <p>(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室</p> <p>(2) 入札日時 平成14年3月18日 午前10時30分</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札</p>	<p>保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和5年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部総務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>9 落札者の決定 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道網走支庁総務部総務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2112</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
---	---

第 1 3 4 3 号

旭川中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道立中央農業試験場長 下野 勝 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立中央農業試験場庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の様態等 入札説明書による。
- (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町217番地 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 清掃員を常時3名以上雇用していること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。
- (5) 北海道空知支庁管内に本社、支店等の営業拠点を置く者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成14年2月26日から3月12日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場講堂

(2) 入 札 日 時 平成14年3月19日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分1000の1に相当する金額を入札書に記載すること。

第 3 号

- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号
電話番号 01238 - 9 - 2001 内線 205
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立中央農業試験場告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年2月26日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

第 4 号

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立中央農業試験場庁舎等警備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号 北海道立中央農業試験場
庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町217番地 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 警備員を常時5名以上雇用していること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。
- (5) 北海道空知支庁管内に本社、支店等の営業拠点を置く者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するか

どうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成14年2月26日から3月12日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

- 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号

北海道立中央農業試験場講堂

(2) 入 札 日 時 平成14年3月19日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。

- 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東 6 線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 9 落札者の決定方法
財務規則第51条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否

- 11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分100のに相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
電話番号 01238 - 9 - 2001 内線 205

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

入札細則等告示第1号

北海道立畜産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道立畜産試験場長 田 村 千 秋

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立畜産試験場庁舎清掃業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
 - (4) 履行場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地ほか
北海道立畜産試験場庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課

- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場 講堂
 - (2) 入 札 日 時 平成14年3月20日（水）午後3時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課
電話番号 01566 - 4 - 5321
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提出期限 平成14年3月12日（火）
 - (2) 提出場所 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立畜産試験場総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 081 - 0038 北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地

電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立畜産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道立畜産試験場長 田村千秋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立畜産試験場庁舎等警備業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地ほか

北海道立畜産試験場庁舎及び附属施設

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条件を示す場所

北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地

北海道立畜産試験場 講堂

(2) 入札日時 平成14年3月20日（水）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地

北海道立畜産試験場総務部総務課

電話番号 01566 - 4 - 5321

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成14年3月12日（火）

(2) 提出場所 郵便番号 081 - 0038 北海道 上川郡新得町字新得西 5 線39番地

北海道立畜産試験場総務部総務課

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者

- 者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立畜産試験場総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西 5 線39番地
電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

興業局企業局局長

北海道教育庁渡島教育局告示第2号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道教育庁渡島教育局長 高 橋 修

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
渡島管内道立学校警備業務委託 一式 (24校)
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道函館中部高等学校、北海道函館西高等学校、北海道函館北高等学校、北海道函館商業高等学校、北海道函館工業高等学校、北海道函館水産高等学校、北海道大野農業高等学校、北海道松前高等学校、北海道福島商業高等学校、北海道木古内高等学校、北海道南茅部高等学校、北海道森高等学校、北海道八雲高等学校、北海道長万部高等学校、北海道上磯高等学校、北海道戸井高等学校、北海道七飯高等学校、北海道函館盲学校、北海道函館聾学校、北海道函館養護学校、北海道五稜乳養護学校、北海道七飯養護学校、北海道七飯養護学校おしま学園分校、北海道八雲養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成3年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 平成14年2月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年2月26日から3月7日までの開庁時間内

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階研修室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月19日（火）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

1 3 4 3 叩

<p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p>	<p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>北海道教育庁渡島教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月26日</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 渡島管内道立学校ボイラー等管理業務委託 一式（24校）</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで</p>
---	--

<p>(4) 履 行 場 所 北海道函館中部高等学校、北海道函館西高等学校、北海道函館校北高等学校、北海道函館商業高等学校、北海道函館工業高等学校、北海道函館水産高等学校、北海道大野農業高等学校、北海道松前高等学校、北海道福島商業高等学校、北海道木古内高等学校、北海道南茅部高等学校、北海道森高等学校、北海道八雲高等学校、北海道長万部高等学校、北海道上磯高等学校、北海道戸井高等学校、北海道七飯高等学校、北海道函館盲学校、北海道函館聾学校、北海道函館養護学校、北海道五稜郭養護学校、北海道七飯養護学校、北海道八雲養護学校、北海道小島養護学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。</p> <p>(2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(3) 平成14年2月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年2月26日から3月7日までの開庁時間内</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階研修室</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年3月19日（火）午前11時30分</p>

報 告 公 開 規 則

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
 - 郵便及び電報による入札は認めない。

- 9 落札者の決定方法
 - 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否

11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

調 査 証 書 送 付 要 求 書

北海道教育庁留萌教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道教育庁留萌教育局長 松 浦 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 道立学校（南部）ボイラー等管理業務委託（留萌高等学校ほか3校）一式
委託対象校 留萌高等学校、留萌千望高等学校、増毛高等学校、小平高等養護学校

イ 道立学校（北部）ボイラー等管理業務委託（苫前商業高等学校ほか3校）一式
委託対象校 苫前商業高等学校、羽幌高等学校、遠別農業高等学校、天塩高等学校

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(4) 1の(1)のイにおいては、ボイラー技士を常時5名以上（少なくとも1級資格者1名以上含む。）、代務者を1名以上雇用していること。
1の(1)のイにおいては、ボイラー技士を常時4名以上、代務者を1名以上雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入

申 請 第 3 号

札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月26日(火)から3月7日(木)まで
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時
 (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
 北海道留萌合同庁舎102会議室

(2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成14年3月20日(水)午前10時
 1の(1)のイ 平成14年3月20日(水)午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 郵便等による入札
 郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(総価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要 要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁留萌教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年2月26日

北海道教育庁留萌教育局長 松 浦 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 道立学校(南部)警備業務委託(留萌高等学校ほか3校) 一式
 委託対象校 留萌高等学校、留萌千望高等学校、増毛高等学校、小平高等養護学校

イ 道立学校(北部)警備業務委託(苫前商業高等学校ほか3校) 一式
 委託対象校 苫前商業高等学校、羽幌高等学校、遠別農業高等学校、天塩高等学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

公 開 期 間

<p>(4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p>	<p>(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (4) 1の1のアにおいては、警備員を常時4名以上、代務者を1名以上雇用していること。1の1のイにおいては、警備員を常時4名以上、代務者を1名以上雇用していること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請 の 時 期 平成14年2月26日（火）から3月7日（木）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課</p>
<p>4 契約条項を示す場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌合同庁舎102会議室 (2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成14年3月20日（水）午前11時 1の(1)のイ 平成14年3月20日（水）午前11時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p>	<p>7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。</p>

<p>北海道教育庁十勝教育局告示第3号</p> <p>課税優待十勝税優待取扱</p> <p>1114</p>
--

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月26日

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

1 入札に関する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 十勝管内道立学校警備業務委託 一式

委託対象校 帯広柏葉高等学校、帯広三条高等学校、帯広緑陽高等学校、帯広工業高等学校、帯広農業高等学校、音更高等学校、上士幌高等学校、鹿追高等学校、新得高等学校、清水高等学校、芽室高等学校、中札内高等学校、更別農業高等学校、大樹高等学校、広尾高等学校、幕別高等学校、池田高等学校、本別高等学校、足寄高等学校、浦幌高等学校、帯広盲学校、帯広聾学校、帯広養護学校、中札内高等養護学校 以上24校

イ 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託 一式

委託対象校 帯広柏葉高等学校、帯広三条高等学校、帯広緑陽高等学校、帯広工業高等学校、帯広農業高等学校、音更高等学校、上士幌高等学校、鹿追高等学校、新得高等学校、清水高等学校、芽室高等学校、中札内高等学校、更別農業高等学校、大樹高等学校、広尾高等学校、幕別高等学校、池田高等学校、本別高等学校、足寄高等学校、浦幌高等学校、帯広盲学校、帯広養護学校、中札内高等養護学校 以上23校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 委 託 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 (1)のア及びイに掲げる委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 十勝管内道立学校警備業務委託

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 十勝管内での当該契約履行が可能なる者

(2) 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第1956号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 十勝管内での当該契約履行が可能なる者

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階D会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月15日（金）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係

7 交 付 方 法

(1)の場所で交付する。

(2) 郵便による入札 可（ただし、郵便により入札をした者は、再度入札に参加することができない。なお、郵送による場合は、平成14年3月14日までに必着のこと。）

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目

電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

平成十四年二月二十六日

火曜日

二二八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課